

平成28年度から軽自動車税の税額が変わります

平成28年度以降の軽自動車税の税額が、以下のように変わります。なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

■原動機付き自転車および二輪車など

全ての車両の税額が次の通り引き上げられます。

車両の種類		税額（年額）	
		現 行	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自転車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円



■三輪以上の軽自動車など

平成28年度から税額が次の通り引き上げられます。ただし、改正後の税率は、新車新規検査をした年月(以下、初度検査年月という。自動車検査証の記載欄をご確認ください)が平成27年4月以降の車両に適用されます。なお、平成28年度以降、初度検査年月から13年経過した環境負荷の大きい車両については、グリーン化の観点から重課税率が適用されます。

車両の種類			税額（年額）		
			初度検査年月が H27.3以前の車両（現行）	初度検査年月が H27.4以降の車両	初度検査年月から 13年経過した車両
四輪 以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

❗ 燃費性能に応じたグリーン化特例（平成28年度のみ）

平成27年度中に新車新規検査をした平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）で、以下の燃費性能を有する車両は、平成28年度のみグリーン化特例（軽課税率）が適用されます。

車両の種類			税額（年額）			
			平成29年度 以降	電気自動車および 天然ガス自動車（※1）	ガソリン車・ハイブリッド車	
					平成32年度燃費基準 +20%達成車（※2）	平成32年度燃費基準 達成車（※3）
四輪 以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※1 平成21年天然ガス車基準に適合し、窒素酸化物の排出量を基準より10%以上低減した車両

※2,3 貨物用は、平成27年度燃費基準+35%達成車（※2）、平成27年度燃費基準+15%達成車（※3）

問 税務課（内線183）